

令和8年度 すみよしの魅力 PR 補助金事業の実施について

標題について、次のとおり「住吉区の歴史・文化・自然資源を題材として実施する、住吉の魅力を発見・発信するイベント」の実施者を募集します。

なお、本事業は予算成立前に公募を行っております。選定・実施にあたっては、大阪市会での令和8年度予算成立が前提となりますので、今後、事業内容が変更される場合や実施に至らない可能性があることをご承知おきください。

令和8年1月16日
大阪市住吉区長

令和8年度 すみよしの魅力 PR 補助金募集要領

1 事業の目的

住吉区では、令和8年度に「住吉区の歴史・文化・自然資源を題材として実施する、住吉の魅力を発見・発信するイベント」について、実施事業費の一部を補助します。

2 事業内容

(1) 対象団体

住吉区内に活動拠点をおく、住吉区民（区内に在住・在勤・在学する個人・法人）が主体となり、1年以上継続して活動している、地域ボランティア、任意のグループ、NPO法人等の団体。

(2) 対象事業

住吉区内で令和8年5月1日から令和9年3月31日までに開催されるイベント事業。集客型のイベントを原則としますが、一部にオンライン方式等を活用することは妨げません。

(3) 補助率・金額

「すみよしの魅力 PR 補助金交付要綱」（以下、「要綱」という）に定めた補助対象経費の2分の1に相当する額とし、上限100万円。

(4) 補助予定事業数

予算の範囲内で2～5事業程度を予定。（参考：本事業予算額150万円）

(5) 補助対象経費（事業実施に伴う経費）

要綱に定めた補助対象経費 ※補助金交付決定前に支払った経費は対象となりません。

- ・報償費
- ・消耗品費
- ・印刷製本費
- ・通信運搬費
- ・保険料
- ・使用料及び賃借料（会場使用料など）
- ・委託料
- ・その他

(6) 補助対象期間

交付の決定を受けた日以降（交付決定は4月中旬以降を予定）のイベント準備期間ならびに5月1日以降のイベント実施期間。

(7) 補助事業の取扱い

補助事業は、住吉区役所との共催事業（すみよしの魅力PR補助金事業）とします。ただし、区役所は、団体の自主性を損なわない範囲で、主に広報や区役所附設会館の使用について側面的に協力するものとします。

なお、補助事業実施にかかる区役所附設会館の利用については、「大阪市立住吉区民センター使用許可等にかかる取扱要綱」における「優先使用」として取り扱うことができます。ただし、使用料は減免なりません。

(8) 効果検証

補助事業終了後、住吉区に魅力を感じた参加者の割合をアンケート等による調査にて集計し、補助事業の効果検証を実績報告書と共に提出すること。

3 応募方法

(1) 申請書類配布

配布期間：令和8年1月23日（金）9時～

配布場所：住吉区役所3階34番窓口（教育文化課）

または、住吉区役所ホームページよりダウンロード

(2) 申請方法

申請期間：令和8年1月23日（金）～令和8年2月20日（金）必着

送付または窓口持参にて

申請先：「4 申請先・問合せ先」のとおり

申請書類：補助金交付申請書（様式1）、事業企画書、事業計画書、收支予算書、定款もしくは団体の規約、役員・構成メンバー名簿
その他、必要に応じて追加資料の提出を求めることがあります。

（3）企画審査プレゼンテーション

日時：令和8年3月5日（木）14時～16時30分で区役所が指定する時間
場所：住吉区役所 ※出席必須。上記日時は予定

（4）審査の方法

有識者3名で構成する選定会議で申請書類の審査及びプレゼンテーション審査を行います。

（5）審査項目

次の審査項目を基準に、補助金交付の適否、補助金の額についての審査を行い、順位付けした上位の申請者を優先し、補助金の額を予算の範囲内で調整します。

① 実現性

期間、内容、体制ともに実行可能な計画であるか

② 必要性

補助金が必要かつ有効に活用されると見込まれる計画であるか

③ 地域性

住吉区内で開催する意義があるか

④ 集客性

集客や情報発信のための広報戦略がなされているか

⑤ 独自性

住吉の魅力を十分に伝える工夫があるか

⑥ 新規性

既存の概念やイメージにとらわれない、住吉の魅力を発見する取組みであるか

なお、配点は、①実現性：20点、②必要性：20点、③地域性：15点、④集客性：15点、⑤独自性：20点、⑥新規性：10点 です。

（6）審査結果通知

令和8年3月11日（水）※予定

（7）審査結果通知により採用となった後の提出書類

要件確認申立書（様式2-1）、暴力団等審査情報名簿に関する同意書（様式2-2）、暴力団等審査情報名簿を、指定する日までに提出してください。

(8) 決定通知

(7) の書類の提出後 60 日以内に、補助金の交付の決定又は補助金を交付しない旨の決定を行い、その通知をします。交付の決定がなされた場合も、社会状況によつては、事業の変更または中止を指示することがあります。

4 申請先・問合せ先

〒558-8501 大阪市住吉区南住吉 3-15-55

住吉区役所教育文化課（3階 34 番窓口） 担当：木下・田仲

開庁時間：9時～17時30分（土・日・祝日を除く）

電話：06-6694-9989

FAX：06-6692-5535 ※FAXでの申請は不可

電子メール：tu0012@city.osaka.lg.jp

＜申請様式＞

様式1 「補助金交付申請書」

様式2-1 「要件確認申立書」

様式2-2 「暴力団等審査情報名簿に関する同意書」

様式3 「すみよしの魅力 PR 補助金交付申請取下書」

様式4 「すみよしの魅力 PR 補助金変更承認申請書」

様式5 「すみよしの魅力 PR 補助金中止・廃止承認申請書」

様式6 「すみよしの魅力 PR 補助金実績報告書」

様式7 「請求書」

＜別紙資料＞

「すみよしの魅力 PR 補助金交付要綱」

「大阪市立住吉区民センター使用許可等にかかる取扱要綱」